

令和7年度神奈川県教育委員会
市町村立小・中学校（政令市・中核市を除く）
スクールソーシャルワーカー募集案内

神奈川県教育委員会では、いじめや暴力行為等の問題行動や不登校などの課題解決を図ることを目的に、教育の分野をはじめ、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置するため、次のとおり募集します。

1 職務内容

スクールソーシャルワーカーは、配置された教育事務所を拠点に、管内の市町村教育委員会が所管する公立小・中学校等を訪問し、概ね次の業務を行います。

- ア 課題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ
- イ 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ウ 学校内におけるチーム支援体制構築の支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援や相談、情報提供
- オ 教職員等への研修活動 等

2 募集人員

スクールソーシャルワーカー 10名程度

3 応募資格

社会福祉士や精神保健福祉士等の資格を有する者または、教育と福祉の両面に関して専門的な知識・技術を有する者で、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績等がある者で、次の場所での勤務が可能である者。

教育事務所名	教育事務所管内の市町村
湘南三浦教育事務所	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、葉山町、寒川町
県央教育事務所	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
中教育事務所	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
県西教育事務所	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町 開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町

4 勤務条件

(1) 勤務日等

原則として1日あたり7時間、週1日（年間35日、合計245時間、1か月31時間未満）または週2日（年間70日、合計490時間、1か月62時間未満）のいずれか

(2) 報酬

1時間あたり3,500円、通勤に要する費用は別途支給

(3) 身分 第1号会計年度任用職員

(4) 任用期間 令和7年4月7日(月)～令和8年3月27日(金)

※神奈川県教育委員会が勤務成績優秀と認める者は、公募によらない再度の任用を行うことができる。なお、公募によらない再度の任用は、原則として2回までとする。

※採用後、1月間は条件付任用期間とする。

(5) 勤務地

「3 応募資格」にあるいずれかの教育事務所

5 応募方法

次の提出書類に必要事項を記載のうえ、神奈川県教育委員会 教育局支援部子ども教育支援課あてに直接持参するか、郵送する。

(1) 提出書類 ① 令和7年度神奈川県教育委員会スクールソーシャルワーカー採用
選考申込書（様式1）

② 返信用封筒 2通

（定型封筒に110円切手を貼り、宛名に自宅住所・氏名を記載したもの）

※記載事項に虚偽の申告等があった場合には、合格を取り消すことがあります。

(2) 応募締切 令和7年1月6日(月) 午後5時必着

6 選考日程等

(1) 一次選考

選考区分 書類選考

合否発表 令和7年1月中旬に、郵送により通知します。合否についての問合せには応じません。

(2) 二次選考

選考区分 面接

・日程 令和7年1月19日（日）

・その他 面接日程の詳細は、一次選考合格者に対し別途通知します。

合否発表 令和7年2月中旬に、郵送により通知します。合否についての問合せには応じません。

7 留意事項

- ・令和7年度に神奈川県スクールカウンセラー等、神奈川県が雇用する他の会計年度任用職員として週2回勤務する予定の方は、応募できません。（他の会計年度任用職員として週1回勤務する予定の方は、スクールソーシャルワーカーとして週1回の勤務であれば応募可能です。）
- ・合格者には、勤務開始前に健康診断書を提出していただきます。
- ・合格者には勤務開始前に採用説明会を予定しています。
- ・やむを得ない事情で採用を辞退される場合は、速やかに問合せ先まで御連絡ください。

8 その他

本募集は令和7年度の県予算の成立前の手続きであり、予算成立後、正式な効力が生じます。

問合せ先・応募先

神奈川県教育委員会 教育局支援部 子ども教育支援課

スクールソーシャルワーカー担当 片山、高橋

所在地：〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎6階

電話：(045)210-8292（直通）